

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年2月27日 提出
【計算期間】	第16期中（自 平成25年5月28日 至 平成25年11月27日）
【ファンド名】	J A T O P I Xオープン
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 正伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	後藤田 晋
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

（１）【投資状況】（平成25年12月30日現在）

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	43,260,210,240	99.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		406,161,993	0.93
合計（純資産総額）		43,666,372,233	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

その他の資産として以下のとおり先物取引を利用しております。

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引（買建）	日本	364,700,000	0.84

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注２）市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引の評価方法につきましては、原則として当該日に知り得る直近の日の当該金融商品取引所または外国金融商品市場の発表する清算値段もしくは最終相場に基づいて評価しています。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第15期計算期間末 平成25年5月27日	38,836,571,556	39,295,265,854	9,737	9,852
平成24年12月末日	29,262,038,145	—	7,293	—
平成25年1月末日	31,946,728,034	—	7,967	—
2月末日	33,135,988,633	—	8,266	—
3月末日	35,345,562,176	—	8,836	—
4月末日	39,666,090,023	—	9,944	—
5月末日	38,225,094,187	—	9,580	—
6月末日	38,082,360,099	—	9,574	—
7月末日	37,950,756,570	—	9,551	—
8月末日	37,068,352,532	—	9,330	—
9月末日	40,200,842,476	—	10,132	—
10月末日	40,160,735,541	—	10,132	—
11月末日	42,247,049,294	—	10,678	—
12月末日	43,666,372,233	—	11,052	—

（注）基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

②【分配の推移】

	1万口当りの分配金（税込み）
第15期計算期間（平成25年5月27日）	115円

③【収益率の推移】

	収益率
第15期計算期間（平成25年 5 月27日）	62.1%
第16期中間計算期間（平成25年11月27日）	8.7%

（注）収益率＝（当期末（又は当中間期末）の分配付き基準価額－前期末の分配落ち基準価額）／前期末の分配落ち基準価額×100で算出しています。

2【設定及び解約の実績】

期 間	設定数量（口）	解約数量（口）
第15期計算期間 自 平成24年 5 月26日 至 平成25年 5 月27日	577,700,231	802,547,928
第16期中間計算期間 自 平成25年 5 月28日 至 平成25年11月27日	73,463,873	392,391,145

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年5月28日から平成25年11月27日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表
JA TOPIXオープン
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (平成25年 5月27日現在)	当中間計算期間末 (平成25年11月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,237,338,505	2,877,729,055
株式	38,319,686,570	41,429,359,710
派生商品評価勘定	62,067,180	10,345,280
未収入金	218,437,875	—
未収配当金	334,189,709	230,939,144
未収利息	3,530	5,162
その他未収収益	7,144,990	5,561,942
流動資産合計	41,178,868,359	44,553,940,293
資産合計	41,178,868,359	44,553,940,293
負債の部		
流動負債		
前受金	120,870,000	11,952,000
未払金	9,341,300	—
未払収益分配金	458,694,298	—
未払解約金	65,300,012	12,513,087
未払受託者報酬	12,820,605	14,738,227
未払委託者報酬	87,267,478	100,763,285
未払利息	72,255	105,752
受入担保金	1,587,000,000	2,548,000,000
その他未払費用	930,855	622,581
流動負債合計	2,342,296,803	2,688,694,932
負債合計	2,342,296,803	2,688,694,932
純資産の部		
元本等		
元本	39,886,460,696	39,567,533,424
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△1,049,889,140	2,297,711,937
（分配準備積立金）	17,165,195,742	16,997,603,797
元本等合計	38,836,571,556	41,865,245,361
純資産合計	38,836,571,556	41,865,245,361
負債純資産合計	41,178,868,359	44,553,940,293

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自平成24年 5月26日 至平成24年11月25日	当中間計算期間 自平成25年 5月28日 至平成25年11月27日
営業収益		
受取配当金	277,573,880	328,138,814
受取利息	782,266	687,674
有価証券売買等損益	1,762,804,295	3,097,084,190
派生商品取引等損益	57,324,810	24,156,620
その他収益	11,006,687	9,238,144
営業収益合計	2,109,491,938	3,459,305,442
営業費用		
支払利息	634,999	599,279
受託者報酬	9,461,291	14,738,227
委託者報酬	64,421,362	100,763,285
その他費用	391,719	622,581
営業費用合計	74,909,371	116,723,372
営業利益	2,034,582,567	3,342,582,070
経常利益	2,034,582,567	3,342,582,070
中間純利益	2,034,582,567	3,342,582,070
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	10,104,409	4,341,954
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△15,732,842,530	△1,049,889,140
剰余金増加額又は欠損金減少額	144,525,060	11,411,289
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	144,525,060	11,411,289
剰余金減少額又は欠損金増加額	151,017,174	2,050,328
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	151,017,174	2,050,328
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△13,714,856,486	2,297,711,937

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価 基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の 計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	前計算期間末に該当する日が休業日のため、当中間計算期間は平成25年5月28日から平成25年11月27日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第15期 (平成25年5月27日現在)	当中間計算期間末 (平成25年11月27日現在)
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	39,886,460,696口	39,567,533,424口
2. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引等に係る差入委託証拠金の代用として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 147,722,000円	先物取引等に係る差入委託証拠金の代用として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 148,457,000円
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,049,889,140円であります。	—
4. 株式貸借取引	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式 1,477,078,370円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式 2,407,871,100円
5. 中間計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.9737円	1.0581円
（一万口当たり純資産額）	（9,737円）	（10,581円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 (自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月25日)	当中間計算期間 (自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月27日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第15期 (平成25年5月27日現在)	当中間計算期間末 (平成25年11月27日現在)
(1)中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1)中間貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左
(2)時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2)時価の算定方法 ①株式 同 左
②先物取引 「（3）中間注記表（その他の注記）2.デリバティブ取引関係」に記載しております。	②先物取引 同 左
③コール・ローン等の金銭債権及び受入担保金 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	③コール・ローン等の金銭債権及び受入担保金 同 左
(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左

（その他の注記）

1. 元本の移動

第15期 (自 平成24年5月26日 至 平成25年5月27日)	当中間計算期間 (自 平成25年 5月28日 至 平成25年11月27日)
期首元本額 40,111,308,393円 期中追加設定元本額 577,700,231円 期中一部解約元本額 802,547,928円	期首元本額 39,886,460,696円 期中追加設定元本額 73,463,873円 期中一部解約元本額 392,391,145円

2. デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(株式関連)

区分	種類	第15期(平成25年5月27日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	419,664,000	—	481,740,000	62,076,000
	合計	419,664,000	—	481,740,000	62,076,000

区分	種類	当中間計算期間末(平成25年11月27日現在)			
		契約額等 (円)		時価(円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	388,848,000	—	399,200,000	10,352,000
	合計	388,848,000	—	399,200,000	10,352,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- (1) 株価指数先物取引の時価評価については、原則として中間計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
- (2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- (3) 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】（平成25年12月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成25年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	90本	1,954,666百万円
公社債投資信託	2本	105,986百万円
合計	92本	2,060,653百万円

（３）【その他】

本書提出日前6ヵ月以内において訴訟事件その他の重要事項で会社およびファンドに重要な影響を与えた事実及び与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1. 財務諸表

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産	※ 1				
現金及び預金			2,596,904		4,857,868
分別金信託			10,000		10,000
1年内償還予定の関係会社社債			—		750,000
前払費用			61,695		73,545
未収委託者報酬			322,823		425,911
未収運用受託報酬			167,413		282,702
未収収益			6,566		9,059
繰延税金資産			61,478		73,927
その他			1,886		870
流動資産計			3,228,767		6,483,885
固定資産					
有形固定資産			175,340		151,483
建物	※ 2	134,748		120,705	
器具備品	※ 2	40,591		30,777	
無形固定資産			7,143		7,104
電話加入権等		7,143		7,104	
投資その他の資産			4,602,179		7,773,192
投資有価証券		674,423		611,734	
関係会社社債		3,750,000		7,000,000	
長期差入保証金		85,364		83,764	
長期前払費用		279		1,036	
会員権		12,674		6,700	
繰延税金資産		53,517		44,242	
その他		25,918		25,715	
固定資産計			4,784,663		7,931,780
資産合計			8,013,430		14,415,666

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			201,473		2,973,900
未払金			134,061		181,102
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		126,970		173,122	
その他未払金		3,944		4,832	
未払費用			57,555		71,347
未払法人税等			5,517		205,433
未払消費税等			12,093		30,144
賞与引当金			120,965		123,641
流動負債計			531,664		3,585,569
固定負債					
退職給付引当金			115,624		123,920
役員退任慰労引当金			32,300		40,700
固定負債計			147,924		164,620
負債合計			679,589		3,750,189
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,920,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		—		1,500,000	
資本剰余金計			—		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		5,393,996		5,634,748	
別途積立金		5,305,000		5,305,000	
繰越利益剰余金		88,996		329,748	
利益剰余金計			5,468,036		5,708,788
株主資本計			7,388,036		10,628,788
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 54,195		36,688
評価・換算差額等計			△ 54,195		36,688
純資産合計			7,333,841		10,665,476
負債純資産合計			8,013,430		14,415,666

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			1,927,311		2,276,792
運用受託報酬			674,281		996,844
営業収益計			2,601,593		3,273,636
営業費用					
支払手数料			339,942		361,966
広告宣伝費			270		350
調査費			294,789		323,665
調査費		288,571		318,604	
委託調査費		3,751		3,055	
図書費		2,466		2,006	
委託計算費			117,915		122,246
業務委託料			135,464		277,371
営業雑経費			56,963		59,451
通信費		20,911		20,701	
印刷費		26,056		25,623	
協会費		6,039		6,484	
諸会費		1,261		1,216	
その他営業雑経費		2,695		5,425	
営業費用計			945,345		1,145,051
一般管理費					
給料			1,028,204		1,040,156
役員報酬		83,255		84,042	
給料・手当		668,005		688,933	
賞与		140,878		128,239	
賞与引当金繰入額		120,965		123,641	
役員退任慰労引当金繰入額		15,100		15,300	
福利厚生費			128,376		137,983
交際費			11,221		10,538
旅費交通費			21,328		20,124
租税公課			14,641		36,606
不動産賃借料			161,463		161,753
賃借料			19		178
退職給付費用			19,215		19,226
固定資産減価償却費			45,706		30,190
業務委託費			157,423		197,727
諸経費			71,067		92,721
一般管理費計			1,658,668		1,747,208
営業利益又は営業損失 (△)			△ 2,420		381,376

		前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			6,335		4,512
有価証券利息	※ 1		28,926		40,145
受取利息			708		473
投資有価証券売却益			—		17,762
還付加算金			827		5
その他			603		1,154
営業外収益計			37,401		64,053
営業外費用					
支払利息	※ 1		24,857		6,083
投資有価証券売却損			—		13,038
投資有価証券償還損			511		3,526
その他			0		0
営業外費用計			25,369		22,648
経常利益			9,611		422,781
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		2,276		194
会員権売却損			852		—
会員権評価損			2,489		5,974
特別損失計			5,618		6,169
税引前当期純利益			3,992		416,612
法人税、住民税及び事業税			4,769		192,531
法人税等調整額			22,134		△ 16,670
法人税等合計			26,904		175,860
当期純利益又は当期純損失（△）			△ 22,911		240,752

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,920,000	1,920,000
当期変動額		
新株の発行	—	1,500,000
当期変動額合計	—	1,500,000
当期末残高	1,920,000	3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
新株の発行	—	1,500,000
当期変動額合計	—	1,500,000
当期末残高	—	1,500,000
資本剰余金合計		
当期首残高	—	—
当期変動額		
新株の発行	—	1,500,000
当期変動額合計	—	1,500,000
当期末残高	—	1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	74,040	74,040
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	74,040	74,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,305,000	5,305,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,305,000	5,305,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	111,907	88,996
当期変動額		
当期純利益又は当期 純損失 (△)	△ 22,911	240,752
当期変動額合計	△ 22,911	240,752
当期末残高	88,996	329,748
利益剰余金合計		
当期首残高	5,490,947	5,468,036
当期変動額		
当期純利益又は当期純 損失 (△)	△ 22,911	240,752

当期変動額合計	△ 22,911	240,752
当期末残高	5,468,036	5,708,788
株主資本合計		
当期首残高	7,410,947	7,388,036
当期変動額		
新株の発行	—	3,000,000
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 22,911	240,752
当期変動額合計	△ 22,911	3,240,752
当期末残高	7,388,036	10,628,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 74,312	△ 54,195
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,117	90,883
当期変動額合計	20,117	90,883
当期末残高	△ 54,195	36,688
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 74,312	△ 54,195
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,117	90,883
当期変動額合計	20,117	90,883
当期末残高	△ 54,195	36,688
純資産合計		
当期首残高	7,336,635	7,333,841
当期変動額		
新株の発行	—	3,000,000
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 22,911	240,752
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,117	90,883
当期変動額合計	△ 2,794	3,331,635
当期末残高	7,333,841	10,665,476

[次へ](#)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資有価証券償還損」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた512千円は、「投資有価証券償還損」511千円、「その他」0千円として組み替えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 2,585,957千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 4,845,581千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 17,749千円 器具備品 91,670千円 合計 109,420千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 31,792千円 器具備品 96,035千円 合計 127,827千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対す るものは次のとおりであります。 有価証券利息 28,926千円 支払利息 24,857千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対す るものは次のとおりであります。 有価証券利息 40,145千円 支払利息 6,083千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 2,276千円 合計 2,276千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 194千円 合計 194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
合 計（株）	38,400	—	—	38,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）（注）	—	15,000	—	15,000
合 計（株）	38,400	15,000	—	53,400

（注）A種種類株式の発行済株式総数の増加15,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	利益剰余金	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種種類株式	1,500	利益剰余金	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,596,904	2,596,904	—
(2)投資有価証券	674,423	674,423	—
(3)関係会社社債	3,750,000	3,794,675	44,675
合計	7,021,328	7,066,003	44,675

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,596,738	—	—	—
投資有価証券	—	90,146	9,736	—
関係会社社債	—	3,750,000	—	—
合計	2,596,738	3,840,146	9,736	—

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,857,868	4,857,868	—
(2)投資有価証券	611,734	611,734	—
(3)関係会社社債(※)	7,750,000	7,806,275	56,275
合計	13,219,602	13,275,877	56,275

(※) 1年内償還予定の関係会社社債を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,857,575	—	—	—
投資有価証券	—	185,278	80,160	—
関係会社社債	750,000	7,000,000	—	—
合計	5,607,575	7,185,278	80,160	—

（有価証券関係）

前事業年度（平成24年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	3,750,000	3,794,675	44,675
	小計	3,750,000	3,794,675	44,675
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,750,000	3,794,675	44,675

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	180,633	156,419	24,214
	小計	180,633	156,419	24,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	493,790	564,387	△70,596
	小計	493,790	564,387	△70,596
合計		674,423	720,806	△46,382

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	7,750,000	7,806,275	56,275
	小計	7,750,000	7,806,275	56,275
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		7,750,000	7,806,275	56,275

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	424,556	358,032	66,523
	小計	424,556	358,032	66,523
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	187,177	195,703	△8,525
	小計	187,177	195,703	△8,525
合計		611,734	553,735	57,998

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
証券投資信託	190,240	17,762	13,038
合計	190,240	17,762	13,038

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成24年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	△115,624	△123,920
(2) 年金資産	—	—
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△115,624	△123,920
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	—	—
(5) 未認識数理計算上の差異	—	—
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	—	—
(7) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)	△115,624	△123,920
(8) 前払年金費用	—	—
(9) 退職給付引当金(7)－(8)	△115,624	△123,920

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用	19,215	19,226
(1)勤務費用	19,215	19,226
(2)利息費用	—	—
(3)期待運用収益(減算)	—	—
(4)会計処理基準変更時差異の費用処理額	—	—
(5)数理計算上の差異の費用処理額	—	—
(6)過去勤務債務の費用処理額	—	—
上記(2)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)割引率	—	—
(2)期待運用収益率	—	—
(3)退職給付見込額の期間配分方法	—	—
(4)過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5)会計基準変更時差異の処理年数	—	—
(6)数理計算上の差異の処理年数	—	—
上記(1)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （平成24年3月31日）		当事業年度 （平成25年3月31日）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
ソフトウェア償却超過額	19,823	ソフトウェア償却超過額	21,117
敷金償却否認	617	敷金償却否認	1,187
会員権評価損否認	887	会員権評価損否認	3,016
賞与引当金損金算入限度超過額	45,978	賞与引当金損金算入限度超過額	46,996
役員退任慰労引当金否認	11,511	役員退任慰労引当金否認	14,505
退職給付引当金損金算入限度超過額	41,507	退職給付引当金損金算入限度超過額	44,435
その他有価証券評価差額金	25,167	その他有価証券評価差額金	3,038
未払事業税	1,442	未払事業税	18,470
その他	14,056	その他	8,460
繰延税金資産小計	160,993	繰延税金資産小計	161,229
評価性引当額	<u>△37,355</u>	評価性引当額	<u>△19,349</u>
繰延税金資産合計	123,638	繰延税金資産合計	141,879
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△8,641</u>	その他有価証券評価差額金	<u>△23,709</u>
繰延税金負債合計	<u>△8,641</u>	繰延税金負債合計	<u>△23,709</u>
繰延税金資産の純額	<u>114,996</u>	繰延税金資産の純額	<u>118,169</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.69	法定実効税率	38.01
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	130.65	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23
住民税均等割	57.35	住民税均等割	0.55
評価性引当額の増加額	160.13	評価性引当額の増加額	1.46
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	287.71	その他	0.97
その他	<u>△2.74</u>	税効果適用後の法人税等の負担率	<u>42.21</u>
税効果適用後の法人税等の負担率	<u>673.79</u>		

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当社では繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実行税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

当該変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,387千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,101千円増加し、法人税等調整額は11,488千円増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業及び投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	合計
2,048,003	553,590	2,601,593

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	454,767	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	450,870	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.,	367,769	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	合計
2,581,135	692,501	3,273,636

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	754,920	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	681,708	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.,	469,947	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約及び投資助言契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	24,857	短期借入 金	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*1)	6,083	短期借入 金	—

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
当社と 同一の 親会社 をもつ 会社	農中信託 銀行(株)	東京都 千代田区	20,000	金融業	—	兼任 1名	当社投資信 託に係る受 託業務等	第三者割当 増資 (*2)	3,000,000	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

（*2）1株につき200千円で、15,000株の第三者割当増資を実施したものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
１株当たり純資産額	190,985円44銭	199,582円72銭
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	△596円65銭	6,230円52銭

（注）１．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（千円）	△22,911	240,752
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	1,500
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(—)	(1,500)
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（千円）	△22,911	239,252
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	7,333,841	10,665,476
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—	3,001,500
（うちＡ種種類株式払込金額(千円)）	(—)	(3,000,000)
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(—)	(1,500)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	7,333,841	7,663,976
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		892,586
分別金信託		10,000
1年内償還予定の関係会社社債		1,000,000
立替金		5,000,000
前払費用		91,065
未収委託者報酬		614,866
未収運用受託報酬		214,547
未収投資助言報酬		99,251
未収収益		9,308
繰延税金資産		71,024
その他		350
流動資産計		8,003,000
固定資産		
有形固定資産	※1	144,864
建物		115,829
器具備品		29,034
無形固定資産		7,085
投資その他の資産		7,874,922
投資有価証券		723,050
関係会社社債		7,000,000
長期差入保証金		82,964
長期前払費用		2,149
会員権		6,700
繰延税金資産		34,342
その他		25,715
固定資産計		8,026,872
資産合計		16,029,873

		第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		4,000,000
預り金		156,808
未払金		221,497
未払費用		78,816
未払法人税等		210,712
未払消費税等		28,445
前受運用受託報酬		63,346
賞与引当金		119,066
流動負債計		4,878,692
固定負債		
退職給付引当金		118,560
役員退任慰労引当金		29,900
固定負債計		148,460
負債合計		5,027,152
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		5,956,984
別途積立金		5,505,000
繰越利益剰余金		451,984
利益剰余金計		6,031,024
株主資本計		10,951,024
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		51,696
評価・換算差額等計		51,696
純資産合計		11,002,720
負債純資産合計		16,029,873

(2) 中間損益計算書

		第21期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		1,451,117
運用受託報酬		515,400
投資助言報酬		89,927
営業収益計		2,056,445
営業費用		
支払手数料		261,562
その他		399,726
営業費用計		661,289
一般管理費	※1	885,032
営業利益		510,123
営業外収益	※2	37,229
営業外費用	※3	1,443
経常利益		545,909
特別損失	※4	3
税引前中間純利益		545,906
法人税、住民税及び事業税		197,611
法人税等調整額		5,358
法人税等合計		202,970
中間純利益		342,936

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第21期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,420,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	3,420,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,500,000
資本剰余金合計	
当期首残高	1,500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,500,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	74,040
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	74,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,305,000
当中間期変動額	
別途積立金の積立	200,000
当中間期変動額合計	200,000
当中間期末残高	5,505,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	329,748
当中間期変動額	
別途積立金の積立	△200,000
剰余金の配当	△20,700
中間純利益	342,936
当中間期変動額合計	122,236
当中間期末残高	451,984
利益剰余金合計	
当期首残高	5,708,788
当中間期変動額	
剰余金の配当	△20,700
中間純利益	342,936
当中間期変動額合計	322,236
当中間期末残高	6,031,024

（単位：千円）

第21期中間会計期間
（自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日）

株主資本合計	
当期首残高	10,628,788
当中間期変動額	
剰余金の配当	△20,700
中間純利益	342,936
当中間期変動額合計	322,236
当中間期末残高	10,951,024
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	36,688
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,008
当中間期変動額合計	15,008
当中間期末残高	51,696
評価・換算差額等合計	
当期首残高	36,688
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,008
当中間期変動額合計	15,008
当中間期末残高	51,696
純資産合計	
当期首残高	10,665,476
当中間期変動額	
剰余金の配当	△20,700
中間純利益	342,936
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,008
当中間期変動額合計	337,244
当中間期末残高	11,002,720

[次へ](#)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含めていた「投資助言報酬」は、事業運営の実態をより適切に表示するため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。

これに伴い、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に含めていた「未収投資助言報酬」は、当中間会計期間より独立掲記することとしました。

（参考情報）

前事業年度において、「運用受託報酬」に含まれる「投資助言報酬」の金額は、132,965千円、「未収運用受託報酬」に含まれる「未収投資助言報酬」の金額は、74,270千円であります。

なお、前々事業年度において、投資助言報酬及び未収投資助言報酬は発生しておりません。

[次へ](#)

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第21期中間会計期間 （平成25年9月30日）	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	131,105千円

（中間損益計算書関係）

第21期中間会計期間 （自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	10,810千円
無形固定資産	19千円
※ 2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	14,155千円
有価証券利息	22,910千円
受取利息	144千円
※ 3 営業外費用の主要項目	
支払利息	1,442千円
※ 4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	3千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首（株）	当中間会計期間 増加（株）	当中間会計期間 減少（株）	当中間会計 期間末（株）
普通株式	38,400	—	—	38,400
A種種類株式	15,000	—	—	15,000
合 計	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種種類株式	1,500	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第21期中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	892,586	892,586	—
(2)1年内償還予定の関係会社社債	1,000,000	1,005,350	5,350
(3)投資有価証券	723,050	723,050	—
(4)関係会社社債	7,000,000	7,032,475	32,475
資産計	9,615,637	9,653,462	37,825

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)1年内償還予定の関係会社社債及び(4)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(3)投資有価証券

証券投資信託の時価は、平成25年9月30日における基準価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第21期中間会計期間（平成25年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	7,500,000	7,538,550	38,550
	小計	7,500,000	7,538,550	38,550
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	500,000	499,275	△725
	小計	500,000	499,275	△725
合計		8,000,000	8,037,825	37,825

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	512,913	422,554	90,358
	小計	512,913	422,554	90,358
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	210,137	220,044	△9,907
	小計	210,137	220,044	△9,907
合計		723,050	642,599	80,451

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第21期中間会計期間（平成25年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により事務所を使用しており、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資顧問(助言)契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
1,638,512	417,932	2,056,445

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	527,757	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	413,211	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.,	277,756	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託にかかる委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬ならびに投資顧問(助言)契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第21期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第21期中間会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	208,404円18銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	11,002,720
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	3,000,000
（うちA種種類株式払込金額）（千円）	(3,000,000)
普通株式にかかる中間期末の純資産額（千円）	8,002,720
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の 普通株式の数（株）	38,400

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第21期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	8,930円62銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	342,936
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式にかかる中間純利益金額（千円）	342,936
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月8日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ A T O P I Xオープンの平成25年5月28日から平成25年11月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J A T O P I Xオープンの平成25年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月28日から平成25年11月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南 波 秀 哉 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 尾 礎 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	真敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	礎樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。